## 令和4年度財政援助団体等監査の指摘事項の措置状況(地方自治法第199条第14項)

## 1 財政援助団体

## (1) 特定非営利活動法人とよまスポーツクラブ蔵っこ

所管課	指摘事項	措置状況
教育委員会教育部生涯学習課	令和3年度と令和4年度の 支出のうち、一部合算して令 和4年度の予算から支出して いるものがあった。会計年度 ごとの支出が適正に処理され るよう指導されたい。	特定非営利活動法人とよまスポーツクラブ蔵っこに対し、令和5年4月13日に文書で通知するとともに口頭で指導し、令和5年4月28日に同法人より文書にて再発防止に取り組む旨の報告があった。 今後も協定書及び仕様書に基づいた事務処理をするよう、継続的に指導していく。